

平成25年度

第42回埼玉県景観審議会

平成25年9月13日（金）

埼玉県都市整備部田園都市づくり課

午前 9時58分 開会

○(司会) 沖本副課長 本日は会議の開催を通知申し上げましたところ、朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻にはやや早いですけれども、皆様、お揃いいただきましたので、ただいまより会議を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、当課、埼玉県都市整備部田園都市づくり課長の中山よりごあいさつを申し上げます。

○中山課長 皆さん、おはようございます。田園都市づくり課長の中山でございます。

本日は、お忙しい中、埼玉県景観審議会にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

埼玉県景観審議会は知事の諮問機関といたしまして、景観形成に関する重要事項をご審議いただくもので、さまざまな分野の方々に委員をお願いしております。今回、13名のうち11名の委員の方につきましては新たに委員をお願いしたところでございます。

本日はそういった意味で、新たに就任された皆様と一緒に初めて開催する審議会でございますので、引き続き本県の景観・屋外広告物行政のご支援、ご指導を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

本日は3件ほど議題を用意してございます。それぞれの視点からご意見をいただきたいと考えております。簡単ではございますけれども、開会に当たりまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○司会(沖本副課長) 続きまして、今回は7月1日の委員改選後、最初の審議会でございますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いいたします。

伊藤一枝様。

○伊藤委員 伊藤でございます。よろしく願いいたします。

○(司会) 沖本副課長 岩松桂様。

○岩松委員 岩松でございます。よろしく願いします。

○(司会) 沖本副課長 菅原麻衣子様。

○菅原委員 菅原です。よろしく願いします。

○(司会) 沖本副課長 萩原淳司様。

○萩原委員 萩原です。よろしく願いします。

- （司会）沖本副課長 深堀清隆様。
- 深堀委員 深堀です。よろしくお願ひします。
- （司会）沖本副課長 堀内正弘様。
- 堀内委員 堀内です。よろしくお願ひいたします。
- （司会）沖本副課長 松本博之様。
- 松本委員 松本です。よろしくお願ひします。
- （司会）沖本副課長 柴田吾一様。
- 柴田委員 柴田です。よろしくお願ひします。
- （司会）沖本副課長 山崎由美子様。
- 山崎委員 山崎でございます。よろしくお願ひいたします。
- （司会）沖本副課長 柴原早苗様。
- 柴原委員 柴原でございます。よろしくお願ひいたします。
- （司会）沖本副課長 沼野次男様。
- 沼野委員 沼野でございます。よろしくお願ひします。
- （司会）沖本副課長 ありがとうございます。

なお、本日ご都合によりまして、荒井歩様、大館努様、2名の委員の方がご欠席でございます。

お配りしております委員名簿のとおり全部で13名の方にお願ひしております。

委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局職員をご紹介いたします。

ただいま、挨拶させていただきました埼玉県都市整備部田園都市づくり課長の中山でございます。

- 中山課長 よろしくお願ひいたします。
  - （司会）沖本副課長 主査の榎本でございます。
  - 榎本主査 榎本と申します。よろしくお願ひいたします。
  - （司会）沖本副課長 主査の青木でございます。
  - 青木主査 よろしくお願ひします。青木です。
  - （司会）沖本副課長 私は副課長を務めさせていただいております沖本でございます。よろしくお願ひいたします。
- では、座って失礼させていただきます。

本日お配りしております配付資料の一覧がございます。追加資料も含め、配付資料につきましては、こちらでご確認いただければと存じます。

本日お配りしております追加資料を使いまして景観審議会について、また埼玉県景観・屋外広告物行政の概要について説明させていただきます。

まず景観審議会について、でございますが、埼玉県景観審議会の設置根拠は埼玉県の「執行機関の附属機関に関する条例」の別表第1でございます、「知事の諮問に応じ景観形成及び屋外広告物に関する重要事項を調査審議する」とされております。

知事の諮問事項は、景観については埼玉県景観条例で、屋外広告物につきましては、埼玉県屋外広告物条例でそれぞれこの資料のとおり定められております。

それでは、2枚目の「埼玉県景観・屋外広告物行政の展開」をご覧ください。

現在の埼玉県の取り組みは、大きく「ルールづくり」と「誘導」に分けられております。ルールづくりといたしましては、市町村を構成員といたします景観行政連絡会議を設置いたしまして、景観、まちづくり推進に関する施策の調査研究や知識の普及啓発を通じて共通認識を持ちながら、かつ地域の特性を生かした景観づくりやまちづくりを推進しております。

平成22年度に屋外広告物審議会と景観審議会を統合いたしまして、屋外広告物につきましても本審議会でご審議いただいております。

景観につきましては平成23年度に景観計画を変更し、特定課題対応区域を拡大いたしました。屋外広告物関係では平成23年度に電光式広告物の実態調査を実施いたしました。その結果を受けまして検討いたしましたLEDを使った屋外広告物ガイドライン、これを本日、議第3でご報告させていただきます。

そのほか事例集の改訂、事業者対象講習会、違反広告物是正処分基準策定等、指導の充実を検討いたしております。

誘導といたしましては、議題1で設置していただきます専門部会におきまして、諸々のアドバイスをちょうだいし、県の公共事業に活かしていく取組を行っております。啓発事業では広域景観形成プロジェクトとして「歴史のみち」「誇れる住まい」「水と緑のつながり」、この3つの景観形成プロジェクトを行っております。それぞれNPO団体や地元行政庁と連携して景観モデル地区のまち歩き、景観協定の締結、景観関連イベントを実施する団体への支援等を行っております。

一般の県民の方々を対象とした事業といたしましては、景観に関する講演会や勉強会へ景観アドバイザーを派遣しております。そのほか景観重要建造物及び樹木の認定を行っており、

本日議題2で2件の建造物につきまして諮問させていただいております。

非常に雑ぱくではございますが、埼玉県現在の状況でございます。

では、続きまして、会長及び副会長の選出をお願いしたいと存じます。

埼玉県景観審議会規則第4条第1項では、審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

○岩松委員 ここ2年間、副会長を務められてきた深堀委員が適任かと、私は思いますが。

○(司会) 沖本副課長 ありがとうございます。

ただいま岩松委員から深堀委員のご推薦をいただきました。いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(司会) 沖本副課長 皆様のご賛同をいただきましたので、それでは、会長を深堀委員にお願いいたします。深堀委員、申しわけございません。恐れ入りますが、会長席にお移りいただきたいと思っております。

ありがとうございます。早速ではございますが、深堀会長にご就任のご挨拶をお願いしたいと存じます。

○深堀会長 どうもありがとうございます。埼玉大の深堀と申します。

景観審議会については先ほど役割とか意義のご説明がありましたけれども、県の景観行政における「ルールづくり」「誘導」ということに関して、主にルールとその運用ということを審議する場だというお話だと思います。さっきの図にもありましたとおり、平成20年に景観計画がスタートして、余り年月がたっていないと言っていいのかどうか、ただ、その中で、まず第一に必要なことは、今日も議題になってはいますが、重要な景観資源、景観重要建造物や樹木といったものの、そういう実績を増やしていくということ、それから公共施設のほうも専門家アドバイスについて、これも実績を深めていくということが課題なのかなと思っています。

ただ、そんな中で、非常に若い制度ということもあるのか、前期、私も参加しましたがけれども、幾つかの面で、非常に立派な景観計画と指針がある中で、実際に運用する中では幾つか、特に基準の面とかでも、あるいは運用の面でも現実にそぐわないところを調整しながら対応する必要があるということ、そのように運用をもっと上手にやるということで、委員の皆様いろいろなお知恵を拝借するということがあるのかなと思っています。

ただ、こういう仕組みは少しずつ調整するという面で、ともすれば、やはり行政手続上の効率化とかですね、簡素化という面でいってしまいがちですけども、やはり当初の景観計

画で非常に立派な理念がうたわれていると思うんですね。そういった考えが損なわれることがないように、もう少し上手に現実面とのバランスをとりながら制度づくりというものを考えていくといいのかなというふうに思っています。

それからもう一つは、景観行政の情報をもう少し公開するというのも必要なのかなと思っ  
ていまして、余り審議会で話題にならないのかもしれませんが、さっきの図でいうと、下のほうに広域景観形成プロジェクトというのがあって、これは県が独自に進めているプロジェクトかと思うんですね。こういったものをアピールするということをもう少し考えるといいのかなと思っ  
ていまして、最近も東京オリンピックの招致が成功しまして、そんな中で特区をつくって、インフラづくりとか、まちづくりをやっていこうという中で、埼玉県は何もしないのかどうかということもあると思うんですね。

そんな中でやはり地域の景観の文化をどういうふうに発信するかというのが非常に重要な仕事かなと思うんですね。そういうところでやはりキーワードとして国際化も踏まえて、どう  
いう景観の文化を埼玉県から、東京近郊のほかの県と違って、アピールできるかということも考えていいのかなと思っ  
ています。

あと情報の提供ということでは、実は非常に本質的なところに絡んでいるなと思うのは、さ  
っきのルールづくりのところでは、いろいろなルールというのは、「ルールづくり」と「誘導」とい  
うふうになっていましたけれども、例えば公共施設の景観形成指針は仕組みとしては非常にシ  
ステムチックにつくってあると思うんですけども、そういうシステムがしっかりしているとか、あ  
るいは数値基準でちゃんとやってあるというのが余りうまくいかないということが、今、見  
えてきているわけですね。それはある意味で、どこか縛ると、規制をすると緩めようとする  
という、こういうのを心理的リアクタンスというんですけども、そういうような動きは絶対  
避けがたいんです。そのときに重要なのがやはり景観計画で言っているその理念ですね、こ  
れがやはり浸透してないということだと思っ  
るので、埼玉県として独自の景観資源は何なのかということと、なぜ、それをどうい  
うふう  
に景観として育てるのかという考え方が浸透しないと、こういうシステムづくりとい  
うのはうまくいかないん  
だろうというふうに思っ  
ています。

という意味では、ぜひ県民の方だけでなく行政の内部でも、内も外もこういう考え方が浸透するよ  
うになるといいかなというふうに思っ  
ていますので、多分淡々と重要建造物の指定とか、そういうものを決めていけばいいのが審議会  
の役目なんですけれども、せ  
っかく非常に素晴らしい委員の皆様が来ていらっ  
しゃっていますので、ぜひその面でもお知恵をい

ただければと思っていますので、よろしくお願ひします。

○(司会) 沖本副課長 ありがとうございます。

続きまして、副会長の選出をお願ひしたいと思ひます。

皆様、いかがでございましょうか。

○松本委員 松本です。

副会長ということですが、専門分野が建築・緑地景観ということで、景観に関して幅広い範囲でご対応できるという、堀内委員をご推薦したいと思うんですけれども。

○(司会) 沖本副課長 ありがとうございます。

ただいま、松本委員から堀内委員のご推薦をいただきました。

いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(司会) 沖本副課長 皆様にご賛同いただきましたので、それでは、副会長を堀内委員にお願ひいたします。ありがとうございます。

それでは、これより景観審議会に入らせていただきます。

ただいまから、第42回埼玉県景観審議会を開催いたします。

本日は委員13名のうち、11名の皆様にご出席をいただいておりますので、委員の過半数の出席ということでございます。

したがいまして、埼玉県景観審議会規則第5条第2項により、本日の審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

本日、お持ちいただくようお願ひしておりました、事前に送付した資料に加えまして、本日お配りしている資料がございます。

資料の内容につきましては、配付資料一覧をご覧ください。参考資料といたしまして追加資料1から4まで追加で配付させていただいております。よろしいでしょうか。

それでは、これより埼玉県景観審議会規則第5条第1項により、深堀会長に議長として議事の進行をお願ひすることとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○深堀議長 まず議事を進める前に埼玉県景観審議会規則第9条第2項の規定に基づき、本日の議事録に署名していただく委員を指名します。

今回は伊藤委員と菅原委員にお願ひしたいんですが、いかがでしょうか。

(両委員了解)

はい、よろしくお願いします。

それともう一つは、審議に先立ちまして会議の公開についてご意見をお伺いします。

本日は、傍聴希望者が3名ということですが、埼玉県景観審議会規則第8条には、審議会の会議は公開すると、ただし、出席者委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができるという、そういうことだそうです。本日の審議会を公開することについて意見はございますでしょうか。

(意見なし)

○深堀議長 そうしましたら、本日の審議は公開とさせていただきます。

それでは、希望者の方の入室をお願いします。

(傍聴者入室)

○深堀議長 早速ですが、本審議会は、埼玉県景観審議会規則に基づいて会議を公開としておりますので、ここで主な傍聴上の注意を申し上げます。

審議の秩序を保持するため、必要があると認めるときは傍聴人の退場を命ずることがあります。また、会議の写真撮影及び録音等はできません。ただし、例外として、これより5分間の間は写真撮影のみ認めます。その他の事項につきましても、お手元の傍聴要領に定めておりますので、ご覧ください。よろしいでしょうか。

それでは、次第に従って議事を進めてまいります。

最初の議題ですが、公共事業景観形成専門部会の設置について、事務局のほうから説明をお願いします。

○青木主査 それでは、議題1につきましてご説明をさせていただきます。

座って失礼します。

それでは資料1をご覧ください。

資料1は事前にお配りした資料でございます。

公共事業景観形成専門部会、これは専門家アドバイスを審議する機関でございます。専門家アドバイスとは埼玉県公共事業景観形成指針で定められた取り組みです。少し埼玉県公共事業景観形成指針についてご説明させていただきます。

本日お配りした資料の中に、ちょっと厚いですが、このような埼玉県公共事業景観形成指針というものがあると思います。そちらをご覧ください。埼玉県公共事業景観形成指針の解説、攻略本と書いています。この6ページをお開き願いたいんですが、6ページから20ページ、この冊子の上の両端にオレンジ色で本編と書かれています。この部分がこの指針の本体



となっております。

6ページの第1、目的をご覧ください。県が行う公共事業における景観形成の基本となる事項及び運用に関する事項を定めることにより、県の良好な景観形成に寄与することを目的とする。こういったことを目的としております。要するに公共事業は景観形成に寄与するように努めましょうということでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

そのような内容の中で、第4、さらによくするためにはこのような工夫をしましょう、さらに進みまして、10ページには今度は第5、みんなで守るルールということで公共事業をするときには、こういう部分を守りましょうということを定めております。

11ページの下のほうですけれども、こちらに第6、運用システムというものがあります。この運用システムの中に専門家アドバイスがあります。この公共事業景観形成指針で定めたことを運用していくための制度としまして、1つ目は11ページの一番下、1に書いていますが、チェックシートの作成、2つ目はその次のページですね、11ページになりますが、2、専門家アドバイス、この2つをこの公共事業景観形成指針の中で用意しております。

ちなみに2ページに戻りまして、11ページの1番、チェックシートの作成の、このチェックシートというのはこの冊子の14ページ以降に記載がございます。これは一定規模以上の公共事業をする際には、その工事の担当者に景観上の注意点をまとめたチェックシートのチェックをしてもらいまして、どういうところに気をつければよいのかということに気づいてもらおうというようなものでございます。専門家アドバイスは、またページが戻りますが、12ページですね、ここで定められているもので、埼玉県公共事業景観形成指針を運用する制度の1つとして、定められたものでございます。

資料1にお戻りください。資料1の、1、専門家アドバイスの規定ということで、専門家アドバイスには（1）基本設計段階と（2）施工段階、この2段階があります。大きな規模の公共事業になりますと、まず基本設計というものをします。その基本設計で大まかなことを決めて、その後、それをベースにして実施設計を行い、それで実際に工事ができるような細かい設計をすると、そういう手順になることが多くなります。

審議会から公共事業に関して景観上のアドバイスをするにしましても、何かそういうアドバイスをする手がかりになるようなものがないと、アドバイスのしようがないということで、そのような基本設計と実施設計という2段階の設計をするような公共事業について基本設計

が終わった段階で、基本設計で決まった図面等をもとにアドバイスを行うというのが基本設計段階のアドバイスです。ただ、近年、基本設計、実施設計と2段階で設計を行う工事が非常に減っているというのが現状ではございます。

もう一つの施工段階のアドバイスですが、こちらは基本設計段階のアドバイスを受けた工事が終わった後に、今後の取り組みに生かすために、その終わったものに対してアドバイスを受けるものです。ということで専門家アドバイスには基本設計段階と施工段階、2つのアドバイスがございます。このアドバイスの取り扱いでございますが、2のところに書いてございます。実際の事業は予算の制約、また警察や地元住民などさまざまな関係者がいます。そういう中で景観審議会からいただいたアドバイスをそのまま実施するというのはなかなか困難であるということから、アドバイスにつきましては、その内容の実施を義務づけるものではないものとしています。アドバイスを通して一般職員が、配慮すべき事項や景観上の工夫の仕方、そういったことに関する専門家の視点を知ることによって、新たな気づきを得る機会を与えることを主眼とするという運用をしています。当然アドバイスの内容につきましてはできる限り実施するように要請しますが、それを義務づけるということではない、そのような運用をしております。

次のページをご覧ください。

こちらは過去のアドバイスの事例をまとめたものです。この専門家アドバイスは平成21年度から実施しておりまして、平成24年度までに6件のアドバイスをしております。この黄色に塗ってあるものは、今年度のアドバイス対象事業になります。21年度の加須はなさき公園、22年度の県庁芝生広場、この2つは21年と22年に基本設計段階のアドバイスを受けたものですが、工事が終わったということで、今年度、施工後のアドバイスを受ける予定になっていきます。

一番下の、循環器・呼吸器病センター新館、こちらは今年度新たに基本設計段階のアドバイスを受ける予定のものでございます。下に写真がございまして、既存の建物を一部取り壊して、そこに新館をつくるというような内容になっております。

次のページをご覧ください。

次のページは、加須はなさき公園の平成21年度の基本設計段階のアドバイスの内容、その次のページは県庁芝生広場の基本設計段階のアドバイスです。いろいろな視点からアドバイスをいただいております。これらに対してどのようなものができたのか、どのように対応したのか、さらにこういうところに工夫が欲しかったと、そういうようなことを取りまとめ

るものでございます。

説明は以上でございます。

なお、専門部に属すべき委員及び部会長につきましては、埼玉県景観審議会規則第6条により、会長が指名することとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○深堀議長 どうもありがとうございました。

今、資料1の説明がございましたけれども、部会のメンバーを決めるということがここで課題になっていますが、資料1に関しては最初のページに1番と2番とありまして、1番は専門家アドバイスの指定ということで、景観形成指針の中の一部ということですね。それで2番のほうは実際の運用に際して県としてはこのように考えていきたいということで、これは指針にこのような形で書いているわけではないんですが、いろいろと実際の手続上、このように考えているという、そういうことだと思います。ぜひ専門家アドバイス、1番のほうの景観形成指針は今ご説明いただきましたけれども、非常に立派なものが、さらによくするための工夫とか、読むべきところがありますので、ぜひ委員の皆様には読んでおいていただきたいというふうに思っています。

それでは、委員の部会メンバーの内容ということですが、事務局のほうでご提案はございますでしょうか。

○青木主査 事務局といたしましては、土木、建築分野を中心に5名の委員で構成したいと考えております。具体的には荒井委員、岩松委員、深堀委員、堀内委員、山崎委員をお願いしまして、部会長につきましては、1号委員の中から堀内委員をお願いしたいと考えておるところでございます。

○深堀議長 ありがとうございます。

では今、説明がありました事務局案のとおり、専門部会委員及び部会長を指名したいと思っておりますけれども、委員の皆様からご意見ございますでしょうか。あるいは資料1についても、何かありましたら、ご発言をお願いします。よろしいでしょうか。

そうしましたら、意見はないということですので、当審議会としましてはご提案のとおり専門部会を設置して、委員及び部会長についても、今のご提案どおりというふうにしたいと思っております。どうもありがとうございます。

そうしましたら、次は……

○堀内委員 ちょっと一言だけお願いします

○深堀議長 どうぞ。

○堀内委員 タイトル、まずびっくりしましたね。攻略本というんですね。非常に素晴らしい指針があるので、ぜひそういったことで微力ながらお手伝いできればと思います。よろしくをお願いします。

○深堀議長 どうもありがとうございます。

そうしましたら、今の専門部会のスケジュールについて事務局からご説明をお願いします。

○青木主査 資料1の一番最後のページになります。専門部会の今後のスケジュールということで簡単なスケジュールを示しております。本日25年9月13日、公共事業景観形成専門部会を立ち上げます。12月から年明けの1月ごろにかけて、公共事業景観形成専門部会として現地の視察と審議を、この時期にやりたいと考えております。

今回、基本設計段階のアドバイスを行う循環器・呼吸器病センターの新館につきましては、設計業務に着手をしたところですが、基本設計ができあがってくるのが11月末ぐらいになるという状況になっておりまして、その基本設計段階の図面等ができてから専門部会を開催するというので、今年12月から1月ごろということで考えております。

その後、1月から2月の間に専門部会の中で審議した内容を、先ほどお示ししました県庁芝生広場のような形でアドバイス案にまとめます。まとめたものを各委員さんのご了解をいただきまして、2月に予定しております第43回景観審議会において専門部会から景観審議会にアドバイス案を報告して、景観審議会でご審議をしていただくと、そのようなスケジュールで考えております。

以上です。

○深堀議長 ありがとうございます。

今、ご説明のスケジュールについて、何かご意見やご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、次の議題に行きたいと思えます。

景観重要建造物の指定について、またご説明をよろしくをお願いします。

○青木主査 それでは、引き続き景観重要建造物の指定につきましてご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

資料2は景観重要建造物の指定についてということで、今回2件ございます。1件目が旧平沼寛一郎邸、もう1件が鴻巣市産業観光館の蔵でございます。

1件目の旧平沼寛一郎邸につきまして、本日関係者の皆様にご臨席をさせていただいており

ますので、ここでご紹介させていただきます。

所有者である平沼誠之様です。

○平沼誠之（関係者） 平沼です。よろしくお願いします。

○青木主査 また指定の提案をしていただいた景観整備機構である一般社団法人埼玉県建築士事務所協会の浅野正敏様です。

○浅野正敏（関係者） 浅野です。どうもよろしくお願いします。

○青木主査 同じく、市野彰俊様です。

○市野彰俊（関係者） 市野です。よろしくお願いいたします。

○青木主査 ここまでは傍聴人ということでご臨席いただきましたが、議題2につきましては埼玉県景観審議会規則第7条の関係者となります。

それでは、説明に入らせていただきます。

資料2の説明をする前に景観重要建造物につきまして、簡単に制度の説明をさせていただきますと思います。本日お配りしました追加資料3をご覧ください。A4の1枚の紙です。もっと細かいこともあります、これは非常に簡潔にまとめたものです。

景観重要建造物の趣旨は地域の景観上、重要な建造物を地域の個性ある景観づくりの核として、その維持保全及び継承を図るというものでございます。指定の効果としましては、ここに示したようなものが挙げられます。場合によっては県または景観整備機構と協定を締結して管理を委託したり、管理の助言、援助を求めることができる。ちなみに現在埼玉県が指定する景観整備機構は枠の中の3団体、一般社団法人埼玉県建築士事務所協会、特定非営利活動法人都市づくりNPOさいたま、NPO法人越谷市住まい・まちづくりセンター、この3団体になります。

また相続税につきまして適正に評価をするということとされております。また景観重要建造物ということで、広くPRができると。ちなみにここに示した写真は景観重要建造物に設置するプレートの写真でございます。

あともう一つ、最後ですが、これは所有者の方にとりましては制限になりますが、景観重要建造物の修繕などに県の許可が必要になります。また適正に管理をする義務が生じます。これらは維持保全及び継承を図るというための制限ということになっております。

以上が景観重要建造物の制度に関する簡単な説明でございます。

資料2にお戻りください。

それでは、まず1点目、平沼寛一郎邸からご説明いたします。

資料2は、事前に配付した資料でございます。1枚めくっていただきまして、1ページ目をご覧ください。

指定対象物件は旧平沼寛一郎邸、所在地は飯能市上名栗、建築年は明治20から30年ごろ、外観の特徴としましては、明治中期に建築された山あいの古民家であり、周囲の山や川などの自然と調和して、落ち着いた印象を与え、良好な景観を生み出しています。本地域では自然と人々の生活が調和した山里の景観が特徴となっており、旧平沼寛一郎邸は落ち着いた色調の外観が背景となる山々の景色と調和し、山里の一部として周囲の景観に溶け込んでおります。

なお、今回は主屋について指定を行うものでございます。本件につきましては景観整備機構である一般社団法人埼玉県建築士事務所協会が所有者である平沼誠之様の同意を得て、景観重要建造物の指定を提案したものでございます。

2つ目に、関係法令の抜粋を挙げております。景観法等の抜粋でございます。具体的な景観重要建造物の指定の基準としましては、1ページの一番下、景観法施行規則第6条になりますが、地域の自然、歴史、文化等から見て建造物の外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なものであること、また道路その他の公共の場所から公衆によって、容易に望見されるものであること、となっております。

2ページをご覧ください。

真ん中あたりになりますが、埼玉県景観条例の第14条、また埼玉県景観計画第5によりまして、地元の市町村の意見を聞くこととされております。この旧平沼寛一郎邸につきましては、これらの基準を満たすものと考えております。

3としまして、これまでの経緯を簡単にまとめてあります。平成25年、本年1月に建築士事務所協会のほうから景観重要建造物の指定提案書が提出されまして、その後、所有者である平沼様の意見照会、飯能市長への意見照会、そういったものを経ております。

4としまして、本審議会の答申をいただいた後、景観重要建造物として指定することにつきまして、これは知事の決裁になりますが、知事の決裁を受け、景観重要建造物の指定となります。10月末までには指定をしたいと考えております。

3ページ目をご覧ください。3ページ目は位置図と写真です。入間川沿いの山里に位置しております。

続きまして、4ページ以降ですね、4ページ以降は埼玉県建築士事務所協会からの提案書となっております。

ずっと続きますが、8ページから11ページまで、こちらに四季それぞれ風景に溶け込んだ旧平沼寛一郎邸の写真が添付されております。

12ページをご覧ください。こちらは敷地内の配置図でございますが、主屋のほか納屋や蔵がございますが、今回は着色をした主屋のみの指定が提案されております。

そして、16ページ以降につきましては、その後の手続の書類でございます。16ページが知事から所有者である平沼様への意見照会書、18ページがそれに対する所有者の意見書。

その後、19ページが飯能市長に意見を照会し、20ページが飯能市長からの意見書、このような流れになっております。

以上で、1つ目の旧平沼寛一郎邸につきましてのご説明を終わらせていただきます。

○深堀議長 ありがとうございます。

第1件目の指定に関しまして、皆様からご意見、ご質問がありましたら、よろしくお願ひします。

○堀内委員 とてもきれいな写真が添付されていて、季節ごとに、特に後ろにある背景の山の紅葉の様子とか、それが非常にきれいで、手前にそういう家の形があって、それが一つの風景になってる、そういうものを含めて、これは景観というと思うんですけども、この後ろの山というのは平沼さんの所有ではないですね。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

○堀内委員 これは問題ないと思うのですが、景観的に持続性があるか、担保されているかということの確認をお願いしたいと思います。

○深堀議長 今の背景の山等について、景観を構成する要素ですが、建物以外のところについて、どう考えるかというご質問です。

○青木主査 景観重要建造物の制度そのものは、重要建造物として指定したものの維持保全及び継承ということになっておりまして、その周囲の環境について何らかの制限、もしくは何らかの誘導をするという制度ではないものではございますが、周囲の景観の中でのこの建物というのが重要であるということは当然のことでございます。この指定につきまして地元の飯能市にも意見を照会して、それが適当であるという回答をいただいております。景観法の枠組みの中ではちょっとなかなか難しいところがあるかもしれませんが、地元の飯能市の対応や、お願いになるところもあるかもわかりませんが、なるべくこの周りの景色を保存するように努めていきたいというふうには考えておるところでございます。

○深堀議長 景観法的なところというよりも、資料で言うと2ページのところの景観計画の中

では、良好な景観の形成に関する方針に基づいてという、ある意味ではそういう景観形成で将来の像も含めて方針というものを有しているんだというのはあると思うんですね。そこがどういうふうに位置づけられているか、その周囲の山並みとか、あるいは名栗川も非常に近接していると思いますけれども、そこをどういうふうに考えるのかという、そういう記述なり何かアイデアみたいなものは説明ができる必要はあるのではないかと思います。

- 青木主査 最後にご説明しようとは思っておりましたが、本日お配りした資料の中に、景観計画に基づく届出制度のリーフレットがございます。これは景観法で定められたものですが、建築物の建築や工作物をつくるときとか、そういうときに周りの景観に悪い影響がないように届け出をしてください、というものでございます。

こちらのリーフレットを、先に説明してよろしいでしょうか。

- 深堀議長 どうぞ。

- 青木主査 このリーフレットの表紙をご覧ください。まず埼玉県の地図がございます。白抜きの市が15市あります。これらは自前の景観条例と景観計画を持っておりまして、独自に景観行政を行っている市です。こういう市を景観行政団体と言います。

景観法ではまず、埼玉県が景観行政団体とされまして、それに加えて政令市であるさいたま市と中核市である川崎市も景観行政団体とされます。それ以外の市につきまして、例えばこの中でいいますと、秩父市とか熊谷市、そういった市につきましては、県と協議などをすれば景観行政団体となることができるということになっております。

こういったところにつきましては、自前で景観行政を行う景観行政団体ですので、埼玉県の景観条例、景観計画は適用されません。反対に濃い青、薄い青、クリーム色のところ、こちらは埼玉県の景観条例と景観計画が適用される場所です。

この下のフローをご覧ください。色ごとに、まず考えるのは用途地域があるかないかになります。用途地域があればそこは埼玉県の景観計画上、都市区域になります。もし用途地域がない場合には、それぞれ色ごとに分かれて下に行きます。しかも薄い水色のところにつきましては、関越道軸の東西、西側と東側で分かります。このように埼玉県の景観計画区域、景観計画における区域分けはこのようになっております。

都市区域、山地丘陵区域、田園区域はまとめて一般課題対応区域、圏央道沿線区域と県央道以北高速道路沿線区域をまとめて特別課題対応区域としております。特別課題対応区域、これは圏央道の完成に伴って交通の利便性が高まるということで、今後企業の立地などの開発が想定されるため、ほかの区域よりも重点的に注意をしていきたいと思いますというところにな



ります。

一番最初のページの埼玉県地図をご覧ください。旧平沼寛一郎邸は飯能市にあります。飯能市はここで、薄い水色になっています。薄い水色で用途地域の指定がありません。関越道軸の西側ですので、こちらは山地、丘陵区域となっております。このリーフレットを開いていただきまして、真ん中のところ、これが景観法の届け出上の制約になります。この真ん中の表というのが色彩をマンセル値で表した色彩でして、ここに出ている色というのは派手すぎる、強すぎるということで、周りの景観に溶け込まないので、これらは制限しますよということで、制限色になります。この制限色が、建物の外観のうち各立面の面積の3分の1を超えるという場合には勧告しますよ、ということになっています。

旧平沼寛一郎邸のところは、まず景観法の届け出という観点から言いますと、山地、丘陵区域として、一定規模以上の建築物については、周りの景観を壊さないように配慮しなさいということになっております。

また、同じページに配慮事項とあります。この配慮事項というのは、強制力はありませんが、こういうところに注意をしてくださいというようなことを建築される方をお願いをする内容になっています。この中で、例えば山の稜線がちゃんと見えるような建築計画をしてくださいとか、そういったような配慮を求めています。そのように、景観計画の中で景観の誘導を図っております。それによって、先ほどの堀内委員の問いでございますが、周囲の景観につきましても、景観法、景観計画、景観条例の枠組みの中で、保存をするように誘導していくというところでございます。

以上です。

○深堀議長 堀内委員、何かありますか。

○堀内委員 よくわかりました。ありがとうございました。

もちろんこの重要建造物指定で後ろの山の保存ということではなく、その他の取組だということで、問題ないと思います。

○深堀議長 今のお話は実際に土地だとか周辺の問題は特に景観法上の規定はないけれども、今ご説明いただいた内容で、周囲の景観がどうなのかというお話があったと思うんですが、もう一つ、私が埼玉県景観計画のというのを申し上げたのは、この重要建造物の指定に関して、この2ページの下の方の(1)と(2)というのは要件になっているわけですよ。今のような制度的なバックグラウンドがあるかということだけではなくて、この指定に際して書類上、良好な景観の形成に関する方針として景観上の特性や課題を整理して、将来の景

観像を定めというふうにありましたので、今の山並みやあるいは名栗川の景観というものについてどう考えるのかというのが説明できているかというふうに、私は補足でお伺いしたということなんです。毎回そうだと思うんですけども、市町村からの書類というのはフォーマットが定まっていて、非常に簡素な説明なので、その意味で、せつかく関係者の方が来られていますので、本当は今の部分みたいなところはなかなかこういうフォーマットでは説明しきれない部分だと思いますので、景観像、将来の景観像、周辺の景観資源と、どうあわせて考えるかとか、そこをちょっとご紹介いただけるといいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

堀内委員、どうですか。

○堀内委員 おっしゃるとおりで、今の詳しい説明を聞いて、初めて知ったことが余りにも多いので、この重要建築物指定の機会に、これと関連して、その辺の情報が一般の方の目にふれるようになると実効を持つのではないかなと、私も考えます。

○青木主査 今おっしゃられたのは2ページの埼玉県景観計画第5のところ、(1)良好な景観の形成に関する方針として、というところだと思いますが、これは景観計画上、こういったものを整理して市町村は推薦をしてくださいということになっておりまして、これは20ページの、確かに内容はかなり簡潔にまとめられてはいるんですけども、20ページの飯能市長からの意見書、この中で飯能市、名栗地域は山々と名栗溪谷の豊かな自然に囲まれた里山情景を特色としており、これを保全活用する、こういったものが将来の景観像とされ、その特徴として歴史を伝える民家も点在しており、それが景観上の重要な形になっております。こういうことで今後の維持管理につきましては、現在の管理状況が良好であり、今後も所有者の方が、きちんと管理をしていくという、継続する意向であるということで推薦していると、このようになっております。

○深堀議長 今のところをご説明いただいた上で、足りない部分を関係者の方にお伺いするというのがいいかなと思いますが。

○青木主査 はい、了解です。

○浅野正敏(関係者) ありがとうございます。景観整備機構の運営委員の委員長をさせていただきます浅野と申します。

先ほどのご質問の中で、県の景観計画の中の、この範囲の中では秩父山系等を含んで、この名栗周辺と、水と緑のつながりの景観資源というような取り扱いの中で、多分位置づけられていると思いますが、先ほどの市長からの意見のとおり、飯能の名栗地区につきましては、

特に西川林業地ということと、その平沼家の背景となる、鳥居観音像がある南側の斜面は山の一角がモミジですかね、モミジを植林されて、非常に四季折々の景観を、特によくしてしまっていて、そこは観光地としても、ある意味、保守をされているという場所になっています。反対側の景観を見ますと、それこそ林業地で、杉、ヒノキの山なんですけれども、そういったものも飯能市としても山間地域の林業を保全する、これからの活用の仕方としては、特に名栗地区はそういうものを推進していくというふうにしていますので、そういったものとそういう古民家とのバランスとしての景観上、特に名栗地区においては、平沼家のようなものが指定されて景観を持続していけば、また市民の意識も上がっていくだろうということで、かえって挑戦するような感じで、そういった重要建造物として指定していただきたいという思いも込めてあります。

以上でございます。

○深堀議長 ありがとうございます。

ほかの委員からご質問等ございますでしょうか。

○岩松委員 ちょっと気になったというか、これは赤の部分、12ページの赤の主屋だけが指定されているわけですが、蔵とか納屋とか味噌小屋というのは新しい物件なので指定されなかったということなのか、こういう明治時代からのレイアウトみたいなものは生活の中で非常に重要な感じがするので、蔵などは特にそういうふうに私は思うんですが、それはいかがでしょうか。

○青木主査 これは、指定すると修繕などの際に県の許可が必要になります。なかなか厳しい制限がされるという中で、当然我々も指定するときには所有者である平沼様といろいろご相談し、そのようないいものを保存していくということと、実際の保存する中での手続の煩雑さとか、今後の修繕のことも考えると、やはり一番メインの主屋だけを指定するのが一番バランスがよいのかなということで主屋だけということに今回なっております。

以上です。

○深堀議長 関係者の方、補足はございますか。

○市野彰俊（関係者） ただいま質問があったように蔵は明治の35年の、納屋とかそういうのは非常に古いです。1つは恐らく江戸時代じゃないかなと。そういうものを全部、僕らは指定しようかなと思ったんです。県のほうとの話し合いでは今言ったように、一番保存していきやすいものに制限したほうがいいですよという中で、主屋だけという。だから塀なんかも含めていきたいと思う。でも現実に塀はかなり腐ったりしています。それを例えば新しく

した場合に景観が変わっちゃうねということもあり得るわけです。一番残しやすいのがやはり主屋だけだろうと、我々も感じまして、そういうふうな形にさせていただいたんです。でも景観ですから、全部含めて、この土地利用も昔からの土地利用ですから、こういうものも当然含まれるべきだとは思いますが。ただ、一番残しやすい形はということで今回のような結論を見ました。

以上です。

○深堀議長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○柴原委員 10ページの下の写真の秋の風景のところですね、電線と電柱が写っているんですけども、10ページのほうのこの電柱のところの黄色いプラスチックの線のカバーがありまして、11ページの下の方のほうのところ、どうもそれがないようなんですね。将来的にこの物件を指定した場合、こういった電柱ですとか、電線ですとかについても何か検討して、より見やすい美しい景観にしていくのかどうかを教えてくださいませんか。

○青木主査 カバーですね。写真のコントラストの違いです。

○柴原委員 ああ、そうですか、これ。黄色く見えないというだけなんですか。

○青木主査 まず、景観法の枠組みで、恐らくこの電柱は電力もしくは電話関係の、通信関係のものだと思うんですが、旧平沼寛一郎邸が景観重要建造物になったから、これについて何とかしてくださいなということ強制力を持つてすることはできないのが今の枠組みです。ですが、そういうご意見をいただきましたので、電柱自体をどうこうするのはちょっと難しいと思いますが、やはり電力を引く人がいるのでここに電柱があるわけですし、場合によっては電線の地中化とか、無電柱化という方法もありますが、当然それなりの費用もかかりますので、こちらから電力もしくは通信会社にお申し、すぐできるものじゃないと思います。ただ、電柱は残るにしてもカバーですね、例えばカバーの色をもう少し茶色っぽいのはないんですかとか、そういったようなことでしたら、こちらからご協力を願うという格好で調整をしてみたいと思います。

○深堀議長 ほかにいかがでしょうか。

○市野彰俊（関係者） 今の件で、よろしいですか。

○深堀議長 はい、どうぞ。

○市野彰俊（関係者） これカバーで、これを目立たない色にすると、夜、危険が生じると思うんです。ですから、黄色になっていると思います。だからその辺のところは、非常に難

しい問題を含んでいると思いますので、ぜひ、どうか考えていただければありがたいです。

○青木主査 大体、景観のことを余り前面に出すと今度はお金がかかるとか、安全性がという話が往々にして出てくるんですが、そこは調整のしようというところもあると思いますので、とりあえず1回、相談するだけは相談してみたいと思いますので、その結果、どうなるかは分かりませんが、まず相談してみたいと思います。

ありがとうございました。

○深堀議長 指定には1ページ目の指定の基準を満たせばいいわけですから、今のお話は今後の課題でいいんじゃないかなと思いますけれども。

ほかにはいかがですか。

堀内委員から先ほどここで議論する内容が外に出るということにも意味があるということがありました。今基準のことを言いましたけれども、基本的には1番、2番、2番目に公衆から容易に望見できれば、景観としては見えればいいというふうになっていて、これは十分達している。

ちょっとあえてお伺いするならば、1番目の地域の自然、歴史、文化を代弁するかという部分については、恐らくこの民家を使ってその景観、文化をいろいろと知らしめる活動があるということだと思いますけれども、その点、何かご説明いただけますでしょうか。

○浅野正敏（関係者） 今のことに答えさせていただきます。

平沼様があの場所、建物を残していただけるということの中に、建物を地域に活用したいということがあります。飯能市ではエコツーリズムを行っており、古民家探訪という形で旧平沼寛一郎邸を案内したり、ついこの間は古民家のお手入れをしようというようなエコツアーをしたり、それからお雛さまのときには雛飾りをして、ほかにもたくさん民家がありますので、名栗に来ていただいて、歴史を学びながら、そういうものをしていただくというようなイベントをたくさんやっております。今後もこの景観重要建造物という指定を受けたことにより、さらにPRされるのではないかなということで、この価値がさらに広がるかなというふうに思っているところです。

○市野彰俊（関係者） 追加させていただきますと、平沼さんはこの建物と旧道をはさんで反対側に新しい住まいを建てて、そちらに住んでいらっしゃいます。平沼さんはその隣の敷地から、この旧平沼寛一郎邸の管理をされていますが、平沼さんはそこで何らかの軽食なり、お茶なりを出せるように営業許可をとられています。実は8月31日の土曜日に、ここで古民家のお手入れツアーというのをやりまして、市民の方に参加していただいて、雨戸の塗料塗

りとか、そういうような形で、要するにぶらっと行って見るだけではなくて、そこで1日その景観を見ながら過ごしてくださいというようなことも計画し、今後もずっとそれを、平沼さん自身もいろいろな形でイベントをやりながら、広く皆さんに来ていただいて、その古民家を味わっていただきたいということを考えておられますので、そういう意味では非常にいい形になっていけると思います。

○深堀議長 ありがとうございます。

そうしましたら、ご意見よろしいでしょうか。

そうしましたら、一応意見は大体出たのかなと思いますが、これは質疑だけ受けて次の案件に移ってよろしいんですか。よろしいですか。

(「構わないです」と呼ぶ者あり)

○深堀議長 では、次の鴻巣市の産業観光館の蔵について、事務局より説明をお願いします。

○青木主査 それでは、続きまして景観重要建造物の指定の2件目、鴻巣市産業観光館の蔵についてご説明します。

資料2の、21ページからがこちらの説明になります。

指定対象物件の名称は鴻巣市産業観光館の蔵、所在地は鴻巣市人形1丁目、建築年は明治31年から43年、外観の特徴としまして、明治期に段階的に増築された人形店の蔵でございます。1階部分の木製建具と2階部分の白壁が生活感のある柔らかさと重厚さを感じさせています。

鴻巣宿は江戸から7番目、中山道の宿場でございます。地域の産業として雛人形づくりが江戸時代から受け継がれております。鴻巣市産業観光館の蔵は、ここで営まれていた人形店の蔵を鴻巣市が改装したものでございます。この蔵は宿場として、また雛人形づくりの拠点として発展してきたという、地域の歴史と文化を伝える景観の一部として、地域のランドマークとなっております。本件については所有者である鴻巣市長から景観重要建造物の指定の提案があったものでございます。

関係法令につきましては、旧平沼寛一郎邸とほぼ同じものです。

22ページでございますが、埼玉県景観条例14条、埼玉県景観計画第5の市町村の意見を聞く、につきましては、鴻巣市長からの提案でございますので、今回は市町村の意見を聞くことは不要という取り扱いをしております。

3つ目の経緯でございますが、本年5月27日に鴻巣市から提案書が提出されました。指定の予定としましては、先ほどと同じように本審議会の答申をいただいた後、知事の決裁を受

けて景観重要建造物に指定をするということで、10月末までを予定しております。

23ページをご覧ください。

こちらは位置図です。埼玉県を南東から北西にずっと突っ切ります旧中山道に面しております。下に写真もごさいます。

1ページ、めくっていただきまして、24ページ、こちらに参考の写真になりますが、この写真は敷地内から蔵を見えています。蔵の内部も少し見学できます。そのほか、中段、旧中山道沿いには、今も人形店が並んでおります。また一番下の写真のように歴史を感じる民家も道路に面して点在しております。このような街並みの中にこの鴻巣市産業観光館の蔵があるという状況です。

25ページから29ページ、こちらは鴻巣市の指定提案書となっております。28ページ、29ページに一回り大きな写真がございます。道路から見た写真と、中庭から見た写真でございます。

このまま引き続き、後ろに添付してある参考資料の説明をさせていただきます。

30ページをご覧ください。30ページは、今年1月1日時点の全国の景観重要建造物の指定状況です。全国で288件、埼玉県で1件、埼玉県さいたま市で2件となっております。欄外、下に記載しておりますが、今年3月に埼玉県で1件指定しておりますので、実際埼玉県の指定は2件となっております。埼玉県内は埼玉県指定の2件とさいたま市指定の2件という状況となっております。

1枚めくっていただきまして、埼玉県における景観重要建造物の紹介をしております。31ページは埼玉県指定のものでして、上段がふじみ野市の福岡河岸記念館、こちらは新河岸川の船問屋の建物を市が買い取ったものでございます。当時としてはめずらしい、木造3階建ての建物がよく周りから見え、ランドマークになっております。

下段が深谷市の藤橋藤三郎商店のレンガ造り煙突です。深谷市はレンガ造りで栄えたというような歴史もございまして、レンガ造りの建物などが数多く残っております。その中の1つでございまして、造り酒屋のレンガ造り煙突、こちらは、今は全く煙突としての機能はないのですけれども、所有者の方がこれは地域の景観には重要だからということで、保存に努めていただいているというものでございます。

32ページはさいたま市指定のものでして、さいたま市指定のものは2つございます。上段が見沼区の旧坂東家住宅見沼くらしっく館、下段はさいたま市桜区の地域中核施設プラザウエスト記念総合体育館、さいたま市はこの2件を指定しております。

以上で、説明を終わりにします。

○深堀議長 ありがとうございます。

それでは、鴻巣市のほうの案件についてご質問でございますでしょうか。いかがでしょうか。

では、先ほどに1件目と同じように、こちらのほうの施設の基準とはちょっとかかわらないかもしれませんが、その地域の自然や文化、歴史をどう代弁するかという、この施設を活用しての活動等について、何か事務局からあれば、ご説明いただけますでしょうか。

○青木主査 こちらは鴻巣市産業観光館の一部なんですね。28ページの写真をご覧いただきたいんですけども、28ページの上段ですね、旧中山道から撮った写真なんんですけども、向かって右側が今回指定する蔵、左側が産業観光館の本館となっております。こちらの本館は最近つくった建物なんんですけども、27ページに位置図がございますが、赤枠で囲った敷地の中に北側に赤で塗った蔵があり、南側にくの字に曲がった観光館の本館があるというような状況になっております。

この産業観光館は鴻巣市の人形づくりを初めとする伝統産業や、また観光情報の発信基地ということで鴻巣市の観光の拠点ということになっておりまして、この蔵はその中のシンボルとして、また、常時ではないのですけれども、内部が見学できるというものになっています。またこの蔵の中には、昔の人形づくりの作業状況を再現したコーナーがあるなど、そういった地域の産業の歴史を保存しようというような面も持っているというところでございます。

○深堀議長 ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。

申しわけないんですけども、私から。

こういう指定に関しましていろいろと、最後のほうで埼玉県指定の事例が書いてありましたけれども、私は非常に地域の地形だとか環境だとか、レンガの話だとか、いいものが選んでいると思うんですけども、広域景観形成プロジェクトというのとかかわりがあると思うんですけども、どういう形で、どういう戦略で、県の重要建造物というのを指定していくのかということについて、少しお話しいただけるといいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○青木主査 はい、ありがとうございます。

我々としては、景観法を一つのツールとして景観を形成していこうと考えております。その中で景観法の制度の中に景観重要建造物がございますので、やはり我々としては景観重要建造物の制度を広く浸透させていきたいと。ただ、今埼玉県の指定が現時点で2件、プラ



ス2件を今回提案するわけでございますが、まだまだ指定の数としては少ないと考えております。地元の人しか知らないけれども、すごくいいものだよというものを指定することによって、その地域の特徴を周りの方が見直すというようないい機会になると思います。その景観法の活用ということで景観重要建造物の指定を進めていく、ということ、先ほどおっしゃった広域景観形成プロジェクトの中でやっております。

広域景観形成プロジェクトについて、簡単にお話します。本日お配りした埼玉県景観アクションプランという冊子をご覧いただきたいのですが、この13ページをご覧ください。景観形成における役割ということで、これは埼玉県の方針なんですけれども、13ページの右側ですね、景観形成における役割ということで、県の役割、市町村の役割、県民、NPO、事業者等の役割と、これはあくまで県の方針なのですが、この中に広域景観の保全と創出、基本的には景観行政は地元に着地していますので、市町村にやってもらいたのですが、市町村がみんなばらばらな方向を向かないようにやはりある程度広域で景観形成を埼玉県として考えていきたいと思います。それとまた同時に市町村の方々が今後の景観行政をやっていく上での先導をしていきたいと思いますということで、広域の景観形成という話が出てきます。

16ページをご覧いただきたいのですが、それを踏まえまして広域景観形成プロジェクトというものを考えております。この広域景観形成プロジェクトのこのページの真ん中ですが、連携テーマの設定、どういうテーマで広域というくくりを作りましょうかというのが①から⑤までありまして、一番最初に取り組んだのは④水と緑のつながり景観形成プロジェクトということで、埼玉県の新河岸川流域で活動しているNPOの方々と一緒に、もっと活動を活発にしていくために、皆さんで情報を共有、情報交換しましょうというのをやっております。

それに加え、今行っているのが一番上ですね、歴史のみち、まち景観形成プロジェクトということで、これは歴史のみちということで、旧街道にスポットを当ててやっております。旧街道にスポットを当ててるのですが、内容としましては大きく2つです。まず景観に関する啓発活動を通して地域の景観に対する意識を上げていきたいと思いますというのが1つ、あともう1つが景観法の活用を推進していきたいと思います。その中でこの歴史のみち、まち景観形成プロジェクトのモデル地区を県内5カ所で指定しています。その中には鴻巣市があり、そのほかは熊谷の妻沼地区、こちらには国宝に指定された妻沼聖天山がありますが、妻沼地区と飯能の吾野地区と蕨宿地区、深谷宿地区、全部で5地区。昨年度景観重要建造物に指定した深谷市の藤橋藤三郎商店のレンガ造煙突は深谷宿の中にあり、今回の鴻巣の産業観光館の蔵も、鴻巣宿の中にあります。

広域景観形成プロジェクトに取り組んでいる5つのモデル地区で地元の意識を上げるための活動として、景観まち歩きを3年前から行っています。それに加え景観法を活用しようということで、地元や地元の市民団体の方々に働きかけてこの景観重要建造物の指定はどうかというお話を申し上げて、そういう経緯の中で今回の景観重要建造物の指定という話になったところもございます。そういうところで、埼玉県でやっている景観形成プロジェクトと今回の景観重要建造物の指定ということはリンクをしているということになります。

○深堀議長 ありがとうございます。

県を代表する河川だとか街道だとか、そういう県ならではの広域のプロジェクトの中で、重要建造物の指定もあるんだろうということですね。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

菅原委員、どうぞ。

○菅原委員 意見といいますか、今のようなお話をやはり先にしていただいたほうが全体の中の位置づけの中で、またこちらの写真でもつけていただいているように、周辺にも貴重な住居が点在しているといったことが書かれていますとおり、やはり一つのまちとして、この建造物の役割というものを、もう少し明確に最初にご説明いただくと、理解しやすいかなというふうに思います。

○深堀議長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○堀内委員 全体の話になったので、一言だけ。

最初に除外してしまったとかあるんですけども、やはり景観というのは点ではなくて広がりを持って評価すべきもので、そういう戦略が必要だということで景観法は全部、それを目指しているし、景観整備機構とか、そういう民の力をいかに引き込むかと。県は県なりの特技というか、役割がある。それが何かということ、ぜひ定義していきたい。

委員から指摘があった、電柱は象徴的なもので、当然景観法には電柱もうたわれているんで。ただ、それは一般、一律だとなかなか業者さんも動けないのが、ここは観光とエコツーリズムが大事だということで、そこでちょっと、一肌脱いで頑張ると、彼らの通信料もふえて多分営業も。いろいろ社会貢献という意味で、一肌脱いでやってくれる可能性がある、それを引き出すよう、ぜひ働きかけてほしい。世田谷区だとか、電柱はこれ一番安いコンクリートのやつなんだけれども、茶色いやつとかにする選択肢があったはずなんです。だからできる範囲で、やはり世界のいいところに行くと、やはり一番大事な写真に写るところに、な

いですよね、こういうのは。だからそのご指摘、柴原委員のご指摘は大変いい指摘だったというふうに思いますけれども、大きな課題だと思いますので、ぜひチャレンジしていただきたいというお願いでございます。

○深堀議長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

そうしましたら、その指定のまとめといいますか、どうするかということですが、今までのご意見ですと、指定に関してはいろいろな手続上の書類であるとか、指定するかどうかということで、特にこれを違った形で、違う形式で指定すべきだという意見はなかったというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

つまりいろいろとご意見いただきましたけれども、それはあとは地元のほうでいろいろとこれから改善いただくとか、ますます景観が周辺に伝わるようにPRしていただくとか、いろいろなことをやっていただくんですけれども、指定そのものについてはこのご提案の書類のとおり指定するということでお認めしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、どうもありがとうございます。

そうしましたら、次の議題ということでLEDを使った屋外広告物ガイドラインについて説明をお願いします。

○榎本主査 それでは、議題4の電光式屋外広告物設置ガイドラインの作成についてということで、ご説明、ご報告をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

恐れ入りますけれども、座って説明をさせていただきたいと思います。

本日お手元にお配りをさせていただきました追加資料4、一枚物になります。それと屋外広告物条例のしおり、にあわせて、事前にお送りしたものが資料3ということで、屋外広告物ガイドラインの作成について、とガイドライン案の本体がついているもの、を使って説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず、ガイドライン案、事前にお配りした資料の中の2枚目、ガイドライン案本体のほうをご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。

ガイドラインの本体の1ページ目、右側のページになります。2、初めにということで記載がありますが、ここの中段の部分に平成7年度に実施した県政モニターアンケートの結果を載せてありまして、これは照明装置のないものを含めた全ての屋外広告物に対する県民意識の一部を紹介させていただいております。内容を見ますと、景観に対するマイナスの評価が多いという結果となっております。さらに、ここには書いてございませんけれども、近年

のより高い広告効果を狙ったLEDを光源とする強い輝度を持つ広告物が増加しているという中で、具体的な光害として、まぶしいであるとか、信号が見にくいであるとか、そういう苦情が県のほうにも寄せられてきているところがございます。

こうした課題があるにもかかわらず、本県の屋外広告物条例及び規則では広告物の明るさや点滅に関する規制基準が全くございませんので、平成20年の3月に開催されました屋外広告物審議会、この審議会の冒頭にもご説明したとおり、その後、本景観審議会に統合された形になりますけれども、屋外広告物審議会において屋外広告物の許可基準の見直しの中で、光源の使用や色彩に関する基準を検討する必要があるというご提言をいただいたところであります。

そこで埼玉県としましては、平成23年度に電光表示式屋外広告物実態調査を実施いたしまして、その後、基準の見直しの検討を進めてきたところがございます。その平成23年度に行った電光式屋外広告物実態調査の結果につきましては、本日、追加で出させていただいた追加資料4のほうにその概要が記載してございます。

調査は、県内の主要な駅周辺と、国道あるいは主要県道沿道に実際に調査員が出向きまして、表示面積が1平方メートル以上の表示面積を持つ、主にLEDを光源とする屋外広告物が県内にどのくらいあるんだろうということの実態を把握するというのを目的に実施したものでございます。

調査対象区域以外のものにつきましても、県内に数多くある建築事務所さんを通じて個別に情報を収集しましたので、全体としてはかなりの部分が把握されたんじゃないかというふうに考えております。

その結果、4の①にありますとおり、総数としては628基の設置が確認されております。この結果の中から特徴的なことを2点だけ申し上げますと、まず②の表をご覧くださいますと、全体628基のうち、自家広告物というものが8割以上、82.2%あるということが、まず1つ特徴としてあります。それから④に記載をさせていただきましたけれども、広告物628基のうち、条例とか規則の規定によって許可の手続が必要になる広告物は17.5%、2割以下しかないということですね。

どうしてこういうことになるかという、自家広告物とか、あるいは公共目的の公共団体が掲出する、公共団体目的の広告物については適用除外ということで、私的財産権の問題もあるんでしょうけれども、許可の手続がなく自由に掲出ができるという制度になっておりまして、具体的に自家広告物とか、そのほか適用除外になるものが一体どんなものがあるのか

というのは、今日お配りしたしおりのほうですね、こちらのしおりの12ページをご覧くださいますと、こちらに記載がありまして、12ページから13ページの表にありますように、これらのものについては許可の手続が要らないという制度になっております。

ただし、自家広告物であっても一定の面積以上のものについては設置はできませんし、あるいは場合によっては許可が必要になるケースがあるということです。ここで自家広告物という言葉を使っているんですが、これは、自己の事業所、いわゆる商店の敷地の中に、その商店の名前であるとか、そういったものを表示する場合、自家広告物というふうに分類していきまして、その中で一定の大きさのものについては許可が要らないということになります。

資料のほうに戻っていただくことになるんですけども、ガイドライン案のほうへ戻っていただいて、そういった意味で、約8割を超える広告物が許可の手続を必要としないということになりますと、仮に条例とか規則で許可基準を定めたとしても、広告物の明るさやまぶしさを規制する効果として、全体から見るとほとんど実効性がないというか、乏しいものになってしまうということになってしまいます。

そこで考えたのは設置の方法などによっては、高輝度の広告物が信号機の視認性であるとか、生活環境に対して光害の要因になるんだということを広告主の方や広告業者の方、それから広く一般の方にも認識していただくきっかけとなるように、また設置するに当たって、ある程度配慮をしていただく項目を示すことによって、より光害が少ない屋外広告物になることを目的として、ガイドラインという形で広く知らしめていきたいなというふうに考えているところでございます。そういったことで、このガイドラインの案を作成してきているわけですけども、この具体的な中身について若干説明をさせていただきたいと思います。

ガイドラインは、1枚めくっていただきますと、左側が2ページ目、右側が3ページ目ということになります。2ページ目のほうにはこのガイドラインの対象となる広告物の写真を挙げて、例示をしております。このガイドラインではLEDに限らず照明装置がついた全て広告物を対象にしたいというふうに考えております。

最近技術的な進歩があって、いろいろな呼び方、いろいろ出てきます。私どもとしては大きく3つに分けて、1つが映像表示装置、2つが内照式、広告物の内側から光を発するものですね。内照式屋外広告物、それから外照式、広告面に外側から光を当てて、広告部分を明るくする広告物ですね。こういったもの、照明装置がついたもの全てを対象にしていきたいというふうに考えております。

どうしてこういったものも含めて、全体を含めて対象にしていくかということなんですけ

れども、まず理由の1つとして、環境省が策定しております光害対策ガイドラインというものがあまして、このガイドラインには全ての人工の光を対象にして定めていくということで、それに沿った形にしているということと、光源の種類にかかわらず、LEDだけにかかわらず、屋外で照明装置がついたものというのは光害の原因にもなり得るということを考慮しまして、対象範囲を、どちらかという、広く設定をしたということになります。

3ページ以降についてはいろいろ項目を挙げさせていただいているんですが、もちろんガイドラインという性格から、読んだ方が各項目について理解できないとか、意味がよくわからないということであっては、そもそもガイドラインとしては不適當ということになりますので、我々としては、なるべくわかりやすい表現になるように留意して作成してきたつもりではありますけれども、その点についても、委員の皆様からご意見やご指摘をいただければというふうに思っております。

それから、各項目について具体的な対応、どうすればいいかということについては、実はこれについては示しておりません。これは理由としましては、広告物ごとに周囲の状況が異なりますし、設置者の方へ、個々の広告物の状況に応じた配慮をしていただきたいという趣旨で、具体的な対応方法を示さずに設置の際にチェックリストとして活用していただいて、よりよい広告物にしていけるようにというような形式にさせていただいております。

あと、時間の関係もありますので、各項目の説明は申しわけありません。省略をさせていただきますけれども、その各項目の中の1つだけ、ちょっと補足ということで説明を加えさせていただきますと思います。ページでいうと、5ページ目になります。5ページ目、右側のページになりますが、5に、その他というのが設けられていて、その他の項目の中に表がありまして、この表については環境省が作成した、先ほど申し上げた、光害対策ガイドラインの中で、屋外の看板照明における障害光を抑制するために示されています地域分類ごとの最大許容値の表を、このまま本ガイドラインのほうにも客観的な数値目標にするために引用をさせていただいたということでございます。

この数値目標については、実は全国的に見ても金沢市とか軽井沢町のほうで目標値ということで、既に使われているものになります。しかし、実は行政側で広告物の輝度を測ろうとしても、実は輝度計が配備されてないとかですね、輝度計を所有するにもかなりコストがかかるということであって、実はなかなか難しい面があります。そんな中でこのガイドラインにこの表、数値目標を具体的に盛り込んでいくことが適当かどうかということについても、ご意見をちょうだいできればなというふうに考えております。

以上で、簡単ではございますけれども、議題4の説明とさせていただきたいと思います。ガイドラインについては、私ども事務局のほうで作成しまして、関係課であるとか、視覚障害の団体の方にもご意見をちょうだいして、この形にさせていただいています。委員各位の皆様専門的な知見に基づくご意見をちょうだいして、技術的に明らかに誤りがあつたと、そういったことはもちろんのこと、修正をする必要があれば、そういったことも修正した上で、本年度中に内容を確定させて発効させていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○深堀議長 どうもありがとうございます。

では、内容につきまして、ご意見をいただけますでしょうか。

○堀内委員 意見というか、質問になりますけれども、不勉強で申しわけないんですけれども、これは非常にすばらしい内容、新しいテーマだと思うんですけれども、これは埼玉県が先陣を切つて、これをつくっている状況なのか、既にこういうひな形がどこかであつて、それと、参照、連携しながらやっているのか、その辺をちょっとお伺ひします。

○榎本主査 他県の状況を申し上げますと、全国47都道府県のうち、この照明に関する規制基準を設けているところは20都府県あります。その内容を見ますと、多くのところが光源が点滅しないこととか、場所によっては光源が点滅しないこととか、光源が露出してないこと、それから赤色のネオンサインが使われていないこと、というような規定、基準、一応光にしましてはそういう、その程度の基準を設けているところが圧倒的に多い状況です。それから4都府県、4県では交差点から一定の距離は、この照明つきの広告物を設置してはいけないというふうな基準を設けているところがあります。それ以外でこういったガイドラインのようなものを作成しているところは、実はございません。ですので、具体的な内容を持ったガイドラインとしては、埼玉県が最初になるかもしれません。という状況でございます。

○堀内委員 特にLEDというのがタイトルに入っているのは初めてだと。

ありがとうございます。大変すばらしい取り組みだと思います。実際私がNPOをやつていまして、駐車場のコインパーキングの看板を撤去させたことがありまして、住宅地のことにもふれられているし、非常にこれはすばらしいなと思ひます。それが感想でございます。

ちょっと具体的な質問、細かいことはまた改めて教えていただきたいんですけれども、赤色LEDを特に取り上げている何か根拠があるのか。私、個人的には全般的に輝度が上がつていて、特に白色とか黄色とか、もうありとあらゆる色が今非常に高い輝度で、かえつて赤色のほうがおとなしいくらい、白色がすごい輝度で、今ふえている気がするんですけれども、

その辺、これは細目になりますけれども、ちょっとその辺、ここでご説明いただきたいと思っています。

あとは輝度計ですね、これはやはり必要じゃないかと思うんですけども、実際どのくらい高いものなのか、本当に無理なのか、その2点ちょっと細かいですけども、教えていただきたいと思っています。

○榎本主査 赤色LEDに関しての記述で、赤色LEDは明るさが強くなるに従い、不快感が大きくなるという書き方をここでさせていただいているんですけども、これは日本ネオン協会さんがネオンの色、ネオンの何色かの色と、それからLEDの何色かの色を点灯させて、照度を変えて、実験グループに参加した人たちの受けた印象の実験データがありまして、その中で、緑色だとか青色のLEDに関しては、光が強くなることによって印象がよくなる。一方赤色LEDに限っていうと、輝度が強くなるに従って不快感が増すというような結果がありまして、それからこの記述を持ってきたということで、そのまま実証結果で正しいのか正しくないのか、妥当なのかどうかということに関しての判断は、私どもではできないんですけども、一応そういった文献から持ってきております。

○柴田委員 すみません。補足したいと思いますが。

○深堀議長 どうぞ。

○柴田委員 柴田と申します。私、屋外広告組合から出向ということで、この件に関しては何点かありまして、一言。

今の堀内副会長さんのお話の中で、赤のほうは輝度が弱いような気がするというのは、まさにそのとおりでして、LEDのチップの色については歴史がありまして、最初、赤しかできなかつたんですね。青ができたことによって白をつくれるようになったということで、色の開発も進むと同時に、1つのチップ当たりの輝度がどんどん上がっています。ですから新しくできたものほど、同じ大きさ、同じ電圧でより明るい、エネルギー効率が高くなっているということで、昔、出始めたころは赤しかなかったもので、弱い光のものが今も残っているんですね。ですから赤のほうは暗く感じるなというのは古いもの、最初からのものは赤しかなかったもので、赤が多く感じ、そんなに明るくないもの、後からできたものは新しいものなので、実は新しいものは白でも赤でも青でも大変まぶしいですね。全部同じ、目に刺さるような明るさでございます。一応ちょっと部材的な補足をさせていただきました。

○萩原委員 多分こちらのほうの写真に載っていますが、ガソリンスタンド等ですね、基本的には車で来られる方に、よく見えるような形になっていますので、そういった、瞬間、瞬間



に何とかアピールしようという、そういう形になっていると思います。そういうところを歩くと、通り過ぎるものだと思って、明るさを調整していますから物すごい明るさで、とても歩けないみたいなところも確かに今出てきています。

ただ、もう一つはやはりそれぞれ競争ですので、やはりガソリンスタンド等の方はなるだけ目立つように目立つようにと、どうしてもやりますので、ある程度、沿道一体、面的に押さえるような形にしないと、抜け駆けしたほうが客が入るみたいな環境をつくってしまったら非常にまずいので、多分17号国道なら17号国道の、ある地区をモデル的に指定して、そういったものを全般的に指導しているような形にしないと、多分だんだん、非常に今広告というのはLEDの値段も下がっていると思いますので、すぐ出せるみたいな形になりますので、継続的、面的な取り組みのほうを、ガイドラインをつくったら、行っていただきたいと思います。

○深堀議長 いかがでしょうか。

今のお答えをちょっといただいたほうがいいかなと思いますが、面的に規制する場合に、数、輝度、位置、どういう考え方があり得るのか、なかなか難しいとは思いますがけれども。

○榎本主査 まずその前に、先ほど堀内委員からいただいたご質問の中で、照度計、輝度計を持てるか不可能かというお話があったんですが、ちょっと照度計のほうを調べてないんですけども、輝度計に関してはレンタルで、1週間レンタルすると数十万かかる形になります。ですから、購入すると、一体幾らになるか、よくわからないんですけども、行政側で常時持つということは、なかなか難しい状況にあるのかなというふうに思っております。

それからこのガイドラインなんですが、使い方の1つとして市町村職員が広告物の指導だとか、啓発に回ったりするときに、こういったものを持参していただいて、こういう問題が起こり得るんだと、実際にガソリンスタンドの照明、車をターゲットにしたガソリンスタンドの照明の横を歩行者、自転車が通るということで、その際にやはりまぶしいということですね。それで幻惑して、一瞬視力を失ったりするというような問題が起こっているんだということの問題提起に使っていただければなというふうに思っています。

最終的には恐らく、国がこういったものについてのガイドラインを今後、ちょっと時間的にいつごろになるかわかりませんが、出されていく中で、我々もこれで終わりというふうに考えておりませんので、中身をその時々にあわせて改訂をしたり、場合によっては、この中から法的な拘束力を持つ基準に盛り込んでいくというようなことも考えています。

○柴原委員 ちょっと先に失礼しなければならないので、ちょっと一言だけ、県の方に要望な

んですけれども、オリンピックの招致も決まりましたし、ツール・ド・フランスを埼玉で開催するとか、サッカーの試合をするとか、非常に埼玉自体が外国人に来てほしい、お客さんに来てほしいということで、熱心にやっていますので、ぜひこういったことは実効性がないとか、配慮していただきたいというレベルにはなっていないんですけれども、知事さん初め、県の方々が頑張っていて、こういったことをどんどん普及させてくださったらというふうに思っています。

○深堀議長 ありがとうございます。

今の件、いかがですか。

岩松委員、いかがですか。

○岩松委員 私、最初これを読んだときに、ちょっと引かかったというか、大前提のガイドラインの目的のところに、3行ばかり、広告の効果について書いてあるんですが、これ全体を見ますと、何かよりよい環境、光環境、こういうふうにしていきたいんだ、みたいなことが割とさらりと書いてあって、規制のほうはかなりもちろんきちんと書いてあるように思うんですが、環境省の光害ガイドラインというところを見ますと、地域の目的に沿った光環境の創造という項目があるんですけれども、埼玉県として、こういうふうに光環境とか夜景とか、あるいはライトアップとか、そういうものをこういうふうに目指していくんだみたいなことが、もう少しあってもいいかなと思ったことが1つと。

もう一つは先ほど言った、赤色照明、赤色に関してですが、きっとLEDのほうは赤色ってどのくらいの範囲か決まっているのか、赤色には赤なのか、それとも黄色とかオレンジとか、赤に加えて暖色系はそもそも目立ちたいものなので、赤色の中にその以外の色まで範囲としては入るんでしょうか。わざわざ赤色、赤色と書いてあるんで、ちょっとそれは気になります。

以上です。

○榎本主査 最初のその全体のビジョンというか、埼玉県としてはどのような形で、ということについては、今後、十分検討させていただいて、このガイドラインの中にも反映できるものはしていきたいというふうに思っております。

この赤色に関しては、ちょっと私ども、照明技術的なことは実は素人なものですから、柴田委員にも教えていただきたいと思うんですが、私が想定している赤色というのは生の赤色を想定して書かせていただいています。

○柴田委員 じゃ、少し補足、説明させていただきます。赤につきましては、今おっしゃって

いただいたとおり、原色の光の三原色の赤というのが基本的な赤だったんですが、そもそもそういう色を上手に作れない時代がありました。2ページの写真の真ん中のレギュラー133円の表示においては、これ赤じゃないですよ。これオレンジ。例えば昔の新幹線のグリーン車のところに描かれていた点滅式のものも、赤とは言ってたがオレンジということで、技術的につukれない状態、時代も長くありました。

ただ、ここで規制する赤というのはネオン協会さんの、実は中にネオンガスを、赤に発色するガスを入れてつくっている赤でしたので、その赤が不快だということで、それと同じものということであれば、原色の光の三原色の赤を指すというふうにとらえてよろしいのではないかと。恐らくネオン協会さんの資料を当たれば、これはストロンチウムガスとか何とかという配合比がきちっと出ている、比率が出ているはずですので、そちらを参照いただければと思います。

そしてさらに一言申し添えますと、この2ページの写真でいう、一番上の映像表示装置、液晶パネルでLED多色表示パネルに関しましては、これは光で表せる色であれば、何色でも、どんな色でも自由自在に出せる状態で、どの色でも物すごく強く出すことが可能です。ですから、ご覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、ずっと見ていると、本当に目がおかしくなってくるなというのが感想でございます。そのような補足で、ご理解いただけますでしょうか。

○深堀議長 岩松委員、よろしいですか。

○岩松委員 そうしますと、4ページに住居専用、住宅地域に赤色を避けようというふうに書いてありますが、赤色以外に黄色でもオレンジでも、住宅地ではかなり強い印象になりそうな気がします。ほかはともかく。

○深堀議長 赤色にこだわる必要なく、住宅地の中に、やはり光の色というのをもう少し広く、まずいものを避けるという意味合いを考えると、先ほど岩松委員は全体の考え方みたいなこともおっしゃっていましたが、これは金沢みたいに夜間景観を演出するとか、向上させるというようなイメージよりは、問題のある光を抑制するという意味だと思うんですね。そうすると、もう少し色の問題についても、幅広く問題のある光というのは抑えるんだという方針を出しておいたほうが良いという、お話をしたのかなと思います。

○榎本主査 アドバイスをいただきまして、私ども、ずっと、赤色ということで、象徴的な意味で使わせていただいているんですけれども、実際には色はどうであれ、輝度とか点滅の激しさとか速度とかですね、そういったものの影響が大きいということが考えられますので、

この辺の表現については、また、岩松先生にも個別にご相談をさせていただければなというふうを考えております。光に関する専門的な知見をお持ちの委員の方もいらっしゃいますので、また個別にご相談をさせていただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○深堀議長 ちょっと時間があれなんですけれども、私ももうちょっと幾つかお話ししたいんですけども、照明に関してはいろいろとグレアの問題とか、輝度の問題もかなり議論されていると思うんですが、こういう屋外広告物としては動きだとか、点滅だという問題に関してはやはりもっと実証実験がないとはっきり言えないので、そこは難しいところだと思うんですね。ただ、グレアの問題とか、一部輝度に関しては基準がここにも一部出ていますよね。その他のところにあるんですね。それはもう少し本文の中で、たとえ輝度計がなくても、これからのことを考えると、参考の輝度値というものを少し出しておくといいんじゃないかなというふうに思います。

それから、街路灯でもその輝度と、規制するときには輝度と、たしか立体角も同時に考えるという話だと思うんですね。そうすると、このガイドラインの中では余りその広告物の面積といいますか、そういう問題が余り議論されていないような感じがするので、基本は大きさもどう規制するかということをおっしゃる必要があるんじゃないかなというふうに思います。恐らく広告物のほうの定義よりも広い範囲で含めていらっしゃるんですね。屋外広告物の範疇を越えるものも、こういう光る照明として、ここで規制すると考えると、やはり大きさの問題も、広告物になればその広告物としての大きさの規定もかかってくると思うんですけども、ですから、そういう広告物の大きさ、面積の問題を少し位置づけていただくといいかなというふうに思いました。

○堀内委員 当然、面積の問題はあると思うんですけども、特に注目したのは輝度、初めて聞いたのですが、それが特にLED固有の性能を測るのに、実態の基準としてとてもいいものですね。コインパーキングの看板はとても明るいのですが、大体オレンジ色ですね。満車の表示ですとかね。またコーポレートカラーは黄色が多いんですね。それが住宅地で煌々と照っていると、そういったものが赤だと、全部すり抜けてしまうんです。だからちょっとその辺は、そういう原点に立ち戻って、もう一回この辺を既存の事例というか、数値はあるにしても、実証を誰がするのかということはあるんですけども、もし埼玉県独自のそういう基準をつくるとなれば、これは大きなテーマとなると考えます。よろしいですか。

○深堀議長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

ちょっと時間も過ぎておりますので、そうしましたら、今のガイドラインについては、幾つか意見が出ておりましたが、この景観審議会でもう一度内容を検討するかどうかということがあるんですが、いかがでしょうか。一応やはり今の意見について、どういう形でそれを取り込むかとかいうものを、もう一度、意見を委員の皆さんに言っていただくのがいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

じゃ、もう一度この審議会の事項として報告をしていただくようお願いいたします。

そうしましたら、これで一応議事は終了ということになりますね。

それでは、どうもご協力、ありがとうございました。議事のほうをお返ししますので、よろしくをお願いします。

○（司会）沖本副課長 どうもありがとうございました。

本日は深堀会長を始め、委員の皆様には貴重なご意見いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして第42回埼玉県景観審議会を閉会とさせていただきます。

次回、第43回の審議会につきましては、2月ごろを予定しております。日程調整等につきましては、またご連絡を差し上げますので、よろしくをお願いいたします。

本日は大変ありがとうございました。

午前12時 8分 閉会